

平成27年第6回白鷹町議会定例会 第2日

追加変更議事日程

平成27年9月9日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議第84号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第 2 議第85号 白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第86号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議第87号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について
(予算特別委員長報告)
- 日程第11 議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について
(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
(予算特別委員長報告)

日程第14 議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（予算特別委員長報告）

日程第15 議第93号 平成27～28年度白鷹町浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事請負契約の締結について

日程第16 請第4号 TPP交渉にかかる国会決議の実現に関する意見書提出方請願

日程第17 請第5号 「平和安全法制法案」の撤回・廃案を求める意見書の提出についての請願

日程第18 請第6号 TPP交渉に関する請願

日程第19 議第94号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 遠藤 幸一 | 議員 | 2番 | 笹原 俊一 | 議員 |
| 3番 | 佐々木 誠司 | 議員 | 4番 | 小口 尚司 | 議員 |
| 5番 | 小形 輝雄 | 議員 | 6番 | 樋口 与一朗 | 議員 |
| 7番 | 田中 孝 | 議員 | 8番 | 山田 仁 | 議員 |
| 9番 | 奥山 勝吉 | 議員 | 10番 | 石川 重二 | 議員 |
| 12番 | 菅原 隆男 | 議員 | 13番 | 関 千鶴子 | 議員 |
| 14番 | 今野 正明 | 議員 | | | |

○欠席議員（1名）

11番 佐藤 京一 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 町 長 | 佐藤 誠七 |
| 副町長 | 横澤 浩 |
| 教育長 | 岡田 勉 |
| 総務課長 | 松野 芳郎 |
| 税務出納課長 | 田宮 修 |
| 企画政策課長 | 湯澤 政利 |
| 企画主幹 | 永野 徹 |
| 町民課長 | 菅原 護 |

| | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|
| 健康福祉課長 | 齋 | 藤 | 春 | 美 |
| 産業振興課長 | 齋 | 藤 | 重 | 雄 |
| 農林主幹併 農業委員会事務局長 | 菅 | 間 | 直 | 浩 |
| 建設水道課長 | 今 | 野 | 秀 | 一 |
| 病院事務局長 | 中 | 村 | 裕 | 之 |
| 教育次長 | 菅 | 原 | 良 | 教 |
| 教育委員長 | 丸 | 川 | 惠 | 子 |
| 監査委員 | 小 | 形 | 安 | 弘 |
| 農業委員会会長 | 樋 | 口 | 太 | 一 |

○職務のために出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 樋 | 口 | | 浩 |
| 係長 | 平 | 井 | 正 | 秋 |
| 書記 | 佐 | 藤 | 圭 | 子 |

開 会

〈午前10時00分〉

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成27年第6回白鷹町議会定例会2日目の会議を開会いたします。

出席議員は13名であります。佐藤議員より欠席の通告があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） 議事日程は、お手元に配付の変更議事日程のとおりに進めます。

議事に入ります。

○議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第1、議第84号 字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 字の区域及び名称の変更についての提案理由を申し上げます。

土地改良法に基づく県営浅立地区土地改良事業施行の結果、従来字の境と定めていた道路、水路等が排除され、新たな区域に基づいた道路、水路等が設置されたことに伴い、従来の字界をそのままに存置しておくことは、種々不都合が生じるので、新字界を定めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第84号 字の区域及び名称の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものとする。

次ページをお開きをいただきたいと思います。

変更調書によりご説明を申し上げます。

大字浅立字上川原414-1ほかこの表に記載の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、並びに大字浅立字上川原413-1から413-8に隣接する水路である公有地の全部を大字浅立字馬場に変更する。

続いて、大字浅立字下馬場4900の一部ほか、この表に記載の区域、裏面まで続きます。

お開きをいただきたいと思います。及びこれらの区域に隣接、介在する道路、水路である公有地の全部を大字浅立字三百刈に変更する。

続いて、大字浅立字中川原1919-1の一部ほかこの表に記載の区域及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字浅立字姥川原に変更する。

なお、効力の発生につきましては、議案の議決をいただいた後、町長が告示を行い、換地処分の報告のあった日の翌日から効力を生じることとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第84号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第2、議第85号 白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明をさせていただきます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、特定個人情報等を適正に取り扱うための保護措置を講ずるため、提案するものがあります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第85号 白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

白鷹町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正要旨をお開きをいただきたいと思います。

白鷹町個人情報保護条例の一部改正要旨。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「番号法」の施行により、特定個人情報等を適正に取り扱うための保護措置を講ずるため、改正を行うものでございます。

条例、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明を申し上げます。

目次、改、条文の新設に伴う文言の整理。

第1条、目的、改、個人情報の範囲の定義を整理するもの。

第2条、定義、改、特定個人情報及び情報提供等記録の定義を加えるもの。

特定個人情報につきましては、個人番号（住民票を有する全ての人に対して指定した番号）をその内容に含む個人情報。

情報提供等記録、情報紹介者及び情報提供者の名称、提供の求めの日時及び提供の日時、特定個人情報の項目等情報提供等に関する記録。

第3条第1項、実施機関等の責務、改、個人情報の範囲の定義を整理するもの。

第5条の2、特定個人情報保護評価、新、特定個人情報ファイルを保有する機関自身が安全保護措置対策として行う「特定個人情報保護評価」の実施について、情報公開・個人情報保護審査会から意見を聴取することを定めるもの。

第7条第1項、特定個人情報以外の目的外利用及び外部提供の制限、改、特定個人情報は、通常の個人情報よりも厳格に利用が制限されていることから、特定個人情報に関する規定を別に定めるもの。

第7条の2第1項及び第2項、特定個人情報の利用の制限、新、情報提供等記録以外の特定個人情報は、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合等に限り利用することができることを定めるもの。

第7条の3、情報提供等記録の利用の制限、新、情報提供等記録は一切の目的外使用を禁止するもの。

第7条の4、特定個人情報の提供の制限、新、特定個人情報の提供は、番号法第19条各号に該当する場合を除き禁止するもの。①個人番号利用事務実施者からの提供、②個人番号関係事務実施者からの提供、③本人または代理人による個人番号利用事務等実施者への提供、④地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供、⑤委託、合併等に伴う提供、⑥住民基本台帳法の一定の規定に基づく提供、⑦情報提供ネットワークシステムを通じた提供、⑧地方税法に基づく国税連携・地方税連携による提供、⑨条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供、⑩社債・株式等の振替制度における提供、⑪特定個人情報保護委員会への提供、⑫国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるときの提供、⑬生命・身体・財産の保護のために必要があるときの提供、⑭特定

個人情報保護委員会規則に基づく提供。

第9条第1項、適正管理、改、個人情報の範囲の定義を整理するもの。

第11条第1項、第2項及び第3項、個人情報の開示請求、改、個人情報の開示請求に係る規定について特定個人情報もその対象とし、特定個人情報については、本人・法定代理人に加え任意代理人による開示請求を認めるもの。

また、死者の個人番号は番号法による保護の対象となるため、個人番号が含まれる死者の個人情報の開示請求については、個人番号を除いた取り扱いとするように定めるもの。

第16条第1項、開示請求に対する決定等、改、特定個人情報の開示請求に対する決定の期間を30日以内と定めるもの。

第17条、開示等の決定の期限の特例、改、事務処理上の困難等により決定の期間を延長する場合について、特定個人情報の開示請求に対する決定の期限を60日と定めるもの。

第21条第1項、個人情報の削除請求、改、特定個人情報の削除請求についての規定を別に定めるもの。

第22条の2第1項及び第2項、特定個人情報の利用停止等請求、新、情報提供等記録以外の特定個人情報について、各規定に違反して利用されているときの利用停止または外部提供の停止などの請求ができるように定めるもの。

第23条、訂正請求等の手続、改、特定個人情報の利用停止請求等の手続について、特定個人情報以外の個人情報の訂正請求等と同じ手続とするよう定めるもの。

第24条、訂正請求等に対する決定等、改、特定個人情報の訂正請求等に対する決定の期間を30日以内と定めるもの。

第25条、決定後の手続、改、情報提供等記録を訂正した場合の必要な措置について、次条に規定するもの。

第25条の2、情報提供等記録の提供先への通知、新、情報提供等記録を訂正した場合は、情報提供等記録を管理する総務大臣及び情報照会者等に通知することを定めるもの。

第28条、苦情の処理及び第29条、罰則等、改、個人情報の範囲の定義を整理するもの。

第34条の2、適用除外、新、番号法の罰則規定に定めのあるものについては、個人情報保護条例の罰則規定を適用除外とするもの。

第35条、出資法人等の個人情報保護、改、個人情報の範囲の定義を整理するもの。

第37条第1項及び第2項、他の制度との調整、改、特定個人情報は、他の法令により同一方法の開示の実施が定められているときであっても、個人情報保護条例による開示の実施を定めておく必要があることから、調整規定を適用しないこととするもの。

附則第1項、施行期日、平成28年1月1日から施行するもの。ただし、特定個人情報保護評価については公布の日、特定個人情報の提供の制限については平成27年10月5日、情報提供等記録の提供先への通知については番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施

行の日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、この条例の施行前の行為に対する罰則の適用は、改正前の規定と同様に取り扱うもの。

附則第3項、白鷹町印鑑条例の一部改正、白鷹町個人情報保護条例の改正に伴い引用条項を整理するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決をいたします。

議第85号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第3、議第86号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） それでは、ご説明を申し上げます。

議第86号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

次のページの改正要旨をごらんいただきたいと思います。

白鷹町手数料徴収条例の一部改正要旨、行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律の施行により、通知カード、個人番号カードの再交付手数料について定めるものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明申し上げます。

第1条白鷹町手数料徴収条例の一部改正、別表、改、通知カードの再交付手数料1枚につき500円を設定するもの。

第2条白鷹町手数料徴収条例の一部改正、別表、改、住民基本台帳カードを廃止し、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円を設定するもの。

附則第1項、施行期日、平成27年10月5日より施行するもの。ただし、個人番号カード再交付手数料については、平成28年1月1日から施行するもの。

附則第2項、白鷹町町税条例の一部改正、白鷹町手数料徴収条例の改正に伴い、引用条項を整理するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第86号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第4、議第87号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

土地改良法に基づく県営浅立地区土地改良事業施行の結果、字の区域及び名称の変更を行うことに合わせ、農業集落排水処理施設の処理区域の字名を変更する必要があるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第87号 白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「下馬場・上馬場」を「馬場」に、「三百苺」を「三百刈」に改める。

附則、この条例は、県営浅立地区土地改良事業に係る換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第87号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第88号から議第92号までの上程、説明

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第9、議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上、平成27年度各会計補正予算5件は、会議規則第36条の規定により、一括議題とします。

初めに、議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の地方創生事業への対応を初めとして、豪雨により被害を受

けた農業用施設、道路等の災害復旧対応や地域の安心安全対策としての消防団活性化事業、さらには農道、町道、河川、水路等の維持工事、放課後児童健全育成事業等について、対応するため所要の措置を講ずるものであります。

また、人事異動等に伴う人件費の調整を図るとともに、今後見込まれる財政需要等に備え、公共施設整備基金と財政調整基金への積み立てを行うものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、荒砥高等学校活性化事業に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ4億62万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億663万1,000円とするものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きをいただきたいと思っております。

議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億62万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億663万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入からご説明を申し上げます。

款、補正額、計につきましてご説明を申し上げます。

8款地方特例交付金94万7,000円、478万3,000円。

11款分担金及び負担金30万円、1億891万2,000円。

12款使用料及び手数料2,000円、4,542万6,000円。

13款国庫支出金2,930万8,000円、5億9,996万1,000円。

14款県支出金1,128万6,000円の減額、7億4,169万4,000円。

16款寄附金500万円、4,500万1,000円。

17款繰入金60万1,000円、4,853万2,000円。

18款繰越金3億4,365万3,000円、5億6,352万1,000円。

19款諸収入89万9,000円、9,745万4,000円。

20款町債3,120万円、12億10万円。

歳入合計4億62万4,000円、81億663万1,000円。

続いて、歳出でございます。

1款議会費3万4,000円の減額、1億674万3,000円。

2款総務費2億7,801万2,000円、13億1,582万6,000円。

3款民生費664万7,000円、19億5,510万6,000円。

4款衛生費533万円、6億783万4,000円。

6款農林水産業費1,182万8,000円、6億3,430万3,000円。

7款商工費1,938万9,000円、2億4,543万4,000円。

8款土木費5,418万6,000円、8億72万9,000円。

9款消防費242万7,000円、3億5,144万8,000円。

10款教育費448万7,000円の減額、10億5,650万2,000円。

11款災害復旧費2,732万6,000円、1億9,188万5,000円。

歳出合計4億62万4,000円、81億663万1,000円。

続きまして、第2表 債務負担行為補正追加でございます。

事項、荒砥高等学活性化事業。

期間、平成27年度から平成28年度まで。

限度額、560万円。

続いて、第3表 地方債補正、変更でございます。

過疎対策事業債につきまして、限度額を20万円減額し、8億2,000万円とするものがあります。臨時財政対策債につきましては、限度額を3,140万円を追加し、2億5,140万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国庫支出金等の変更に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、繰入金及び地方債で対処するものであ

ります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2,052万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億3,340万円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,052万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,340万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。款、補正額、計のみご説明いたします。

3款国庫支出金3,116万円の減額、7,700万円。

4款繰入金26万8,000円の減額、2億8,671万2,000円。

7款町債1,090万円、1億2,450万円。

歳入合計2,052万8,000円の減額、6億3,340万円。

歳出。1款公共下水道費2,052万8,000円の減額、3億3,896万7,000円。

歳出合計2,052万8,000円の減額、6億3,340万円。

次のページをお開きください。

第2表、地方債補正。変更。起債の目的、公共下水道事業一般分、限度額5,680万円を550万円増額し、6,230万円に。過疎対策事業、限度額5,680万円を540万円増額し6,220万円に補正するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、給付実績に基づく保険給付費の調整及び過年度療養給付費等交付金の精算に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,464万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億3,737万3,000円となるものであります。

なお、内容につきましては、町民課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます

○議長（遠藤幸一） 町民課長、菅原 護君。

○町民課長（菅原 護） ご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きください。

議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,464万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,737万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ目をごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計のみ説明申し上げます。

歳入。

10款繰越金1,464万4,000円、3,320万7,000円。

歳入合計1,464万4,000円、18億3,737万3,000円。

歳出。

2款保険給付費660万円、10億8,068万8,000円。

11款諸支出金804万4,000円、1,144万円。

歳出合計1,464万4,000円、18億3,737万3,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、施設の修繕及び国庫支出金等の変更に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金、地方債及び繰越金等で対処するものがあります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,183万4,000円となるものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,183万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。款、補正額、計のみご説明いたします。

1款分担金及び負担金80万円の減額、620万円。

3款国庫支出金312万5,000円の減額、927万6,000円。

6款繰越金22万5,000円、90万5,000円。

8款町債380万円、2,180万円。

歳入合計10万円、1億6,183万4,000円。

歳出。1款農業集落排水事業費10万円、9,777万4,000円。

歳出合計10万円、1億6,183万4,000円。

次のページをお開きください。

第2表、地方債補正。変更。起債の目的、下水道事業（特定地域生活排水処理施設事業・一般分）、限度額900万円を200万円増額し1,100万円に、過疎対策事業、限度額900万円を180万円増額し1,080万円に補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、総合事業費精算金に係る事業費の調整及び介護給付費準備基金への積み立て等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、支払基金交付金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3,713万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億1,500万4,000円となるものであります。

なお、内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,713万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,500万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。3款国庫支出金11万1,000円、3億9,861万5,000円。

4款支払基金交付金208万7,000円、4億2,737万円。

5款県支出金6万2,000円、2億2,640万7,000円。

7款繰入金739万円、2億4,681万2,000円。

8款繰越金2,748万8,000円、2,758万8,000円。

歳入合計3,713万8,000円、16億1,500万4,000円。

歳出。1款総務費781万2,000円、4,362万7,000円。

2款保険給付費45万4,000円の減額、14億9,596万1,000円。

3款地域支援事業費110万2,000円、4,617万5,000円。

4款基金積立金1,698万8,000円、1,704万9,000円。

5款諸支出金1,169万円、1,209万2,000円。

歳出合計3,713万8,000円、16億1,500万4,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

○議第88号から議第92号の予算特別委員会付託

○議長（遠藤幸一） お諮りいたします。平成27年度各会計補正予算5件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成27年度各会計補正予算5件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午前10時46分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） お諮りいたします。

議事日程についてお手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議第88号から議第92号の上げ、説明

○議長（遠藤幸一） 日程第10、議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）から、日程第14、議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）までの平成27年度各会計補正予算5件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

平成27年度各会計補正予算5件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、菅原隆男君。

〔予算特別委員長 菅原隆男 登壇〕

○予算特別委員長（菅原隆男） 予算特別委員会審査報告を申し上げます。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定しまし

たので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査結果の順で報告します。

議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

議第88号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は、起立によって行います。

議第88号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第89号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は、起立によって行います。

議第89号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第90号 平成27年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は、起立によって行います。

議第90号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第91号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は、起立によって行います。

議第91号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第92号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は、起立によって行います。

議第92号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第15、議第93号 平成27～28年度 白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 平成27～28年度 白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

平成27～28年度白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事について、指名競争入札の結果に基づき契約を締結するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

議第93号 平成27～28年度 白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事請負契約の締結について。

町は下記により平成27～28年度 白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成27～28年度 白鷹浄化管理センター改築更新（機械・電気）工事。
- 2 契約の方法 指名競争入札。
- 3 契約金額 2億2,788万円。
- 4 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1、株式会社フソウ東北支店、支店長、亀田 浩。

続いて、工事の概要について申し上げます。

工事場所につきましては、白鷹浄化管理センター内でございます。

工期につきましては、平成29年2月24日まででございます。

内容につきましては、平成23年度に策定いたしました白鷹町下水道長寿命化計画に基づく白鷹浄化管理センター沈砂池ポンプ等処理施設の改築更新工事でございます。沈砂池ポンプ等につきましては、汚水が一番最初に流入する処理場の施設でございます。汚水中の大きな固形物、汚物、ごみ、砂等を除去する施設となっております。今回の工事では微細目スクリーン、シサ分離脱水機、シサにつきましては、大きな固形物、ごみ等でございます。沈砂分離機、スカム分離脱水機、スカムにつきましては、水面に浮いている汚物、ごみ等でございます。の更新及びそれらに係る配管、制御盤などの機械設備工事、電気設備工事でございます。

また、管理棟内監視室における沈砂池ポンプ等の監視制御盤用機能増設ソフトの改造を実施するものでございます。

平成27年度の工程につきましては、機械、電気とも機器の製作でございます。平成28年度の工程につきましては、機械、電気機器の据えつけ、試運転でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第93号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○請第4号から請第6号の委員会付託

○議長（遠藤幸一） 日程第16、請第4号 T P P 交渉にかかる国会決議の実現に関する意見書提出方請願から第18、請第6号 T P P 交渉に関する請願までの請願3件は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第91条第1項の規定により、請第5号については、総務厚生常任委員会に、請第4号及び請第6号については、産建文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

なお、審査は開会中の審査とされるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後2時18分〉

